令和8年度 健診カレンダー（集団健診）

月　日	受付時間	会　場
6月18日（木）	8：30～11：30	揖保川総合支所
6月19日（金）	8：30～11：30	
7月 4 日（土）	8：30～10：30	揖西コミュニティセンター
7月 8 日（水）	8：30～10：30	香島コミュニティセンター
7月 9 日（木）	8：30～10：30	越部コミュニティセンター
7月10日（金）	8：30～11：30	新宮公民館

New **令和8年度から特定（基本）健診の対象年齢を20歳以上※に拡大しています。**
※令和9年3月31日現在満年齢

市ホームページはこちらから

健診は健康づくりの第一歩！～受けよう！特定健診・がん検診～

※詳細は健康ライフ4月号または市ホームページをご確認ください。　たつの市　健診　検索

▶ **健康課（はつらつセンター内）（☎63・2112）**

住まいの耐震化促進事業　募集期間 5月25日（月）～12月28日（月）

簡易耐震診断

昭和56年5月以前に着工した住宅（旧耐震住宅）に対し、市が簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、耐震性の評価などをまとめた報告書をお渡しします。

■**自己負担**　3,150円（木造戸建住宅の場合）

住まいの耐震化補助金

旧耐震住宅で耐震性のないものに対し、耐震改修工事費などの一部を助成します。
補助メニューについては次の7種類があります。

1 住宅耐震改修計画策定費補助
■**対象経費**　耐震診断・補強設計に要する費用
■**補助金額**　最大20万円

2 住宅耐震改修工事費補助
■**対象経費**　耐震改修工事に要する費用
■**補助金額**　最大115万円

3 簡易耐震改修工事費補助
■**対象経費**　耐震診断・補強設計・簡易な耐震改修工事に要する費用
■**補助金額**　最大60万円

4 屋根軽量化工事費補助
■**対象経費**　屋根の軽量化工事に要する費用
■**補助金額**　最大60万円

5 シェルター型工事費補助
■**対象経費**　耐震シェルターの設置に要する費用
■**補助金額**　最大60万円
※全居住者が65歳以上の場合は最大115万円

6 除却工事費補助
■**対象経費**　除却工事に要する費用
■**補助金額**　最大50万円
※空き家は対象外

7 防災ベッド等設置補助
■**対象経費**　防災ベッド等の設置に要する費用
■**補助金額**　定額10万円

補助金の「代理受領」ができます

代理受領とは、申請者の委任があれば、工事業者が申請者の代わりに補助金を受領することです。これにより申請者は、工事費と補助金の差額のみを工事業者に支払えばよくなります。

住宅耐震化 無料 相談会

建築士に相談ができる絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

■**とき**（全て13時30分～16時30分）
●第1回 6月19日（金）　●第2回 7月17日（金）　●第3回 8月21日（金）　●第4回 9月18日（金）

■**ところ**　建築住宅課　※予約制のためお問い合わせください。

※各制度における詳細はお問い合わせください。　▶ **建築住宅課（☎64・3165）**

町家の楽校in龍野 農村舞台「夜比良の渡し物語」出演者・スタッフ募集

かつて、揖保川には川を渡るためいくつかの渡し場がありました。そのうちの一つ夜比良の渡しと式内社夜比良神社の歴史を題材にした、演出、脚本、舞台美術の制作など全てが手作りの創作劇です。歴史学習やまち歩きも行います。ぜひご参加ください。

■**対象者**　小学生以上（10月4日（日）14時～15時の公演と6月から9月に実施する週2回の稽古に参加できる方）
■**募集人数**　20名程度
■**参加費**　無料（保険料は別途徴収します）
■**申込方法**　電子申請でお申し込みください。

電子申請はこちらから

▼**龍野歴史文化資料館（☎63・0907）**

お知らせ

防災行政無線を活用した試験放送を実施

この放送は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」）から配信した情報を受け、市内全域の防災行政無線から試験放送を流すものです。試験放送ですので、お間違えのないようご注意ください。

■**放送日時**　6月3日（水）11時ごろ
※台風などの自然災害に伴う災害対応などにより右記の日程で試験放送を流せない場合は、7月1日（水）を予備日とします。

■**放送内容**　最初に上りチャイム、「これは、Jアラートのテストです。」を3回、最後に下りチャイムを放送します。

▼**危機管理課（☎64・3219）**

児童手当について

次の変更があった方は届出が必要です。様式は、市ホームページからもダウンロードいただけます。

市ホームページはこちらから

（1）養育状況の変更に伴い、支給対象となる児童および多子加算算定対象である子の人数に増減があったとき
（2）受給者や配偶者、児童および多子加算算定対象である子の住所・氏名が変わったとき（他の市町村や海外への転出も含む）
（3）受給者が配偶者を有するに至ったとき、または配偶者がいなくなったとき
（4）受給者の加入する公的年金制度の種別が変わったとき（受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときを含む）
（5）生計を維持する程度が高い者（生計中心者）が変更になったとき
（6）国内で児童および多子加算算定対象である子を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※多子加算算定対象の子：養育している大学生年代（18歳から22歳）の子のうち、第3子以降の多子加算の対象となっている子のこと

児童手当現況届の提出

市では、受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を不要としています。ただし、次の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

（1）受給者と対象児童の住所が異なる方
（2）離婚協議中で配偶者と別居されている方
（3）配偶者からの暴力等により住民票の住所地がたつの市と異なる方
（4）法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
（5）大学生年代の子で、多子加算算定対象となっている子のうち、学生ではない子（無職・その他）を養育している場合

※その他、必要に応じて提出を求める場合があります。
※様式は、次の窓口に設置しています。

■**提出・問い合わせ先**
児童福祉課（☎64・3153）
新 地域振興課（☎75・0255）
揖 地域振興課（☎72・2523）
御 地域振興課（☎322・1451）

特定医療費（指定難病）受給者証の更新について

令和8年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方は、次の期間に更新申請を行ってください。

■**更新申請受付期間**　6月8日（月）～8月14日（金）
※10月30日まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますのでご留意ください。
※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛にお送りします。案内が更新受付開始日までに届かない場合は、左記までご連絡ください。

■**申請・問い合わせ先**　龍野健康福祉事務所 地域保健課（☎63・5139）

広告